



横浜市都市計画マスタープラン都筑区プラン

都筑区まちづくりプラン (改定素案の概要)

都筑区まちづくりプラン(改定素案)に対するご意見を募集します!

都筑区は、平成 14 年に横浜市都市計画マスタープラン都筑区プラン「都筑区まちづくりプラン」を策定しました。その後 10 年以上が経過し、上位及び関連計画の策定や都筑区まちづくりプランの計画内容の進捗、社会経済状況の変化などからプランの見直しが必要になったため、平成 25 年度から 3 か年計画で、都筑区まちづくりプランの改定作業を進めています。

このたび、都筑区まちづくりプランの改定素案がまとまりましたので、その概要をご紹介します。改定素案についてご意見等がありましたら、ぜひ都筑区までお知らせください。皆さまからのたくさんのご意見をお待ちしております。

意見募集期間：平成 27 年 2 月 13 日（金）まで

意見募集方法：本概要版 8 ページ参照

素案の閲覧：都筑区役所 5 階区政推進課、横浜市庁舎 1 階市民情報センター、横浜市庁舎 6 階都市整備局地域まちづくり課、都筑区HP

説明会：平成 27 年 1 月 25 日（日）10：00～ 都筑区役所 6 階会議室
平成 27 年 1 月 26 日（月）19：00～ 都筑区役所 6 階会議室
(所要時間約 1 時間 30 分、同一内容)



■都筑区まちづくりプランとは

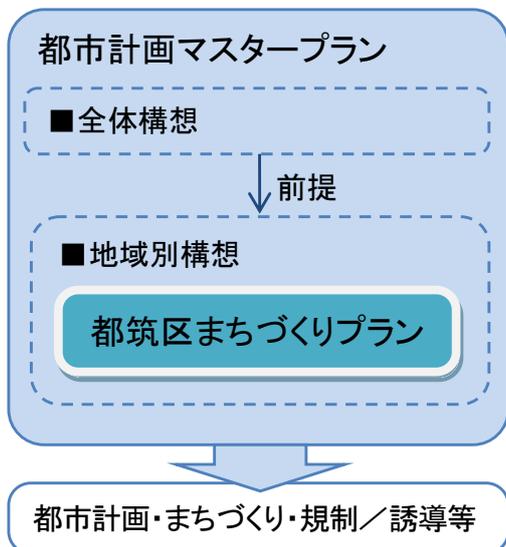
「まちづくり」は、都市やまちをより良いものにしていくための市民、事業者及び行政の取組です。

「都市計画」とは、まちづくりが目指すまちの在り方を具体化するために、土地利用の規制・誘導や道路・公園などの基盤施設の整備の内容を定めるもので、「都市計画マスタープラン」は、その都市計画の基本的な方針を示すものです。

横浜市都市計画マスタープランは、「全体構想」と「地域別構想」により構成されます。

都筑区まちづくりプランはこのうちの「地域別構想」に該当するもので、おおむね 20 年後の 2036 年(平成 48 年)を目標年次とします。

都筑区まちづくりプランの位置付け



■都筑区まちづくりプランの役割

- ① 区のまちづくりの基本理念や目標等を定めることにより、都市計画を定める際の指針とします。
- ② 区内の土地利用や都市施設整備など都市計画に関する方針や情報等をまとめ、区民にお知らせします。
- ③ まちづくりの目標等を区民と共有し、まちづくりへの多様な主体の参画を促します。

■都筑区まちづくりプラン改定のポイント

平成 14 年策定の都筑区まちづくりプランに対して、次のような改定を行いました。

- ① 横浜市都市計画マスタープラン全体構想を参考に、テーマ別まちづくりの方針の構成を整理しました。
 - ② 都市計画に関する方針としての性格を強く持たせ、他の分野に関することは分野別計画に委ねる整理を行いました。
 - ③ 都筑区の成り立ちと特色の部分を実質するとともに、関連する事例などを紹介するコラム欄等を設けました。
 - ④ 多様な手法により地区レベルのまちづくりを推進していく「まちづくり重点検討地区」等を位置付けました。
 - ⑤ 以下に示す方針・取組の追加や充実を行いました。
 - ・ 鉄道駅やインターチェンジ周辺のまちづくり〔3〕
 - ・ 市街化調整区域内の基盤整備等による環境改善〔3〕
 - ・ 緑道や自転車歩行者専用道路の活用〔1〕〔5〕
 - ・ 交通不便地域への対応〔5〕
 - ・ 安全・安心のまちづくり〔2〕
 - ・ 高齢社会に対応したまちづくり〔4〕〔5〕
 - ・ 地域が主体となったまちづくりの推進〔7 ページ参照〕
- ※〔 〕はテーマ別まちづくりの方針の番号です。

都筑区まちづくりプラン改定の背景及び都筑区の特徴

■まちづくりの成果

都筑区まちづくりプラン策定以降(平成14年~26年)、次のような多くのまちづくりが実現したため、新たなまちづくりを考えるべき時期に来ています。

- 地区計画、建築協定の策定
- 中央地区土地区画整理事業の完了
- 市営地下鉄グリーンラインの開通
- 高速横浜環状北線・北西線の都市計画決定・着工
- 幹線道路(丸子中山茅ヶ崎線、佐江戸北山田線、羽沢池辺線、川崎町田線)の整備推進
- 早淵川親水広場の整備
- 横浜市都筑スポーツセンターの整備
- 良好な緑地を保全・活用した川和市民の森の開園(川和特別緑地保全地区の指定)

まちづくりの主な成果



中央地区土地区画整理事業
(平成17年6月完了)



みなぎたウォーク
(平成18年3月開通)



市営地下鉄グリーンライン
(平成20年3月開通)



丸子中山茅ヶ崎線
(平成26年2月開通)

■人口増加は続き、高齢者の割合が増加

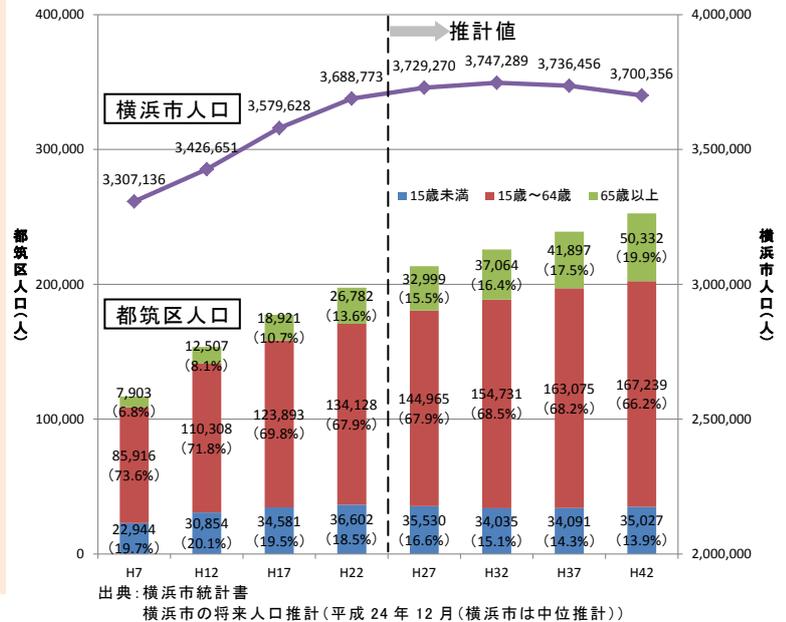
都筑区の人口は、港北ニュータウン地区を中心に毎年増加を続けており、平成6年の区誕生から現在までに約10万人増加しました。

将来人口については、横浜市全体が平成32年をピークに減少することが見込まれている中、都筑区では引き続き、増加すると予想されています。

区内の平均年齢は約40歳で、子育て世代を中心とした人口構成となっており、横浜市内で最も平均年齢の低い区となっています。

区民に占める年齢65歳以上の方々の割合は全体の約13%ですが、経年で見ると高齢者数やその割合は着実に増加しており、高齢者にも配慮したまちづくりが必要になっています。

都筑区と横浜市の人口推移と将来人口推計



■豊かな緑が減少しつつある

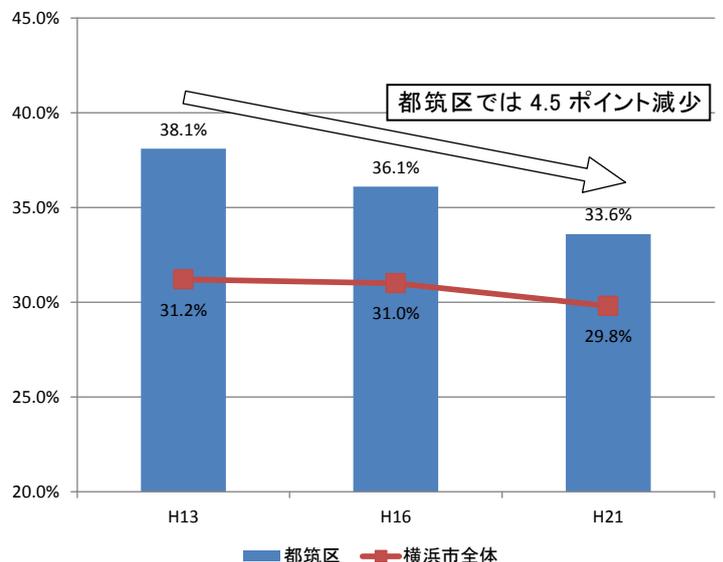
都筑区はもともと緑豊かな地域で、平成13年には緑被率が約38%ありましたが、平成21年には約34%と大きな減少が見られました。これは市内最大の減少率となっています。

区域区分別にみると、市街化調整区域では農地やまとまりのある樹林地が多く残っていますが、それらの減少も続いています。

一方、港北ニュータウン(市街化区域の一部)では、計画的に公園・緑道が整備され緑のネットワーク(グリーンマトリックス)が整備されています。

区の面積に占める公園の割合及び1人あたりの公園面積は7.62㎡/人で18区中第2位となっています。

都筑区と横浜市の緑被率の推移



■水害や震災への対策が必要

早淵川、鶴見川では過去に大きな水害が発生し、川沿いの地盤の低い地域では、大きな被害を受けてきました。現在でも、豪雨の際には浸水被害の危険性があります。

また、早淵川沿いや市街化調整区域では、古くから集落が形成され、古い建物が多く、建物の老朽化が進んでいます。

市街化調整区域では、生活道路の幅員が狭く、一部の地域で狭い道路整備促進路線が多くあり、自動車の通行や災害時の避難通路として問題を抱えています。

また、都筑区内の犯罪の全体件数は減少傾向にありますが、自転車盗難や万引きなど特定の犯罪は増加しています。自転車盗難は区内で最も多く発生している犯罪で、センター北駅やセンター南駅周辺で多発しています。

昭和 51 年 9 月 8 日の台風による浸水
(早淵川・布川合流点上流)



平成 25 年 8 月 21 日の台風による道路冠水



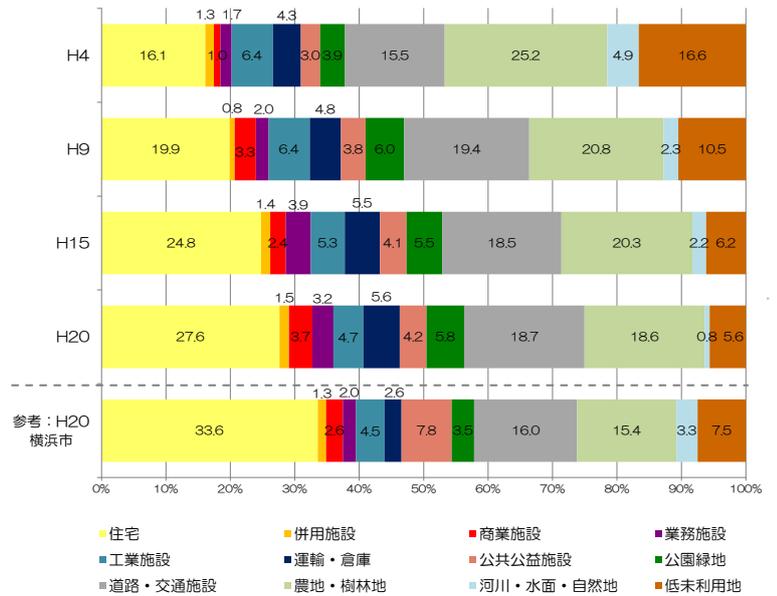
■計画的な土地利用と近年の変化

都筑区は、計画的な土地利用がなされている港北ニュータウンが区域の約半分を占めており、大部分は住宅や商業・業務施設として利用され、公園・緑道や保存緑地などが計画的に整備されています。

ニュータウン計画の一環で創設された農業専用地区のある区北西部や早淵川沿い、区中南部、鶴見川沿いの市街化調整区域では、農地や樹林地が残されています。また、鶴見川沿いには市内でも有数の工業地域が広がっています。

このように明確な土地利用がなされていることが都筑区の特徴となっていますが、近年、工業地域では工業施設が住宅や商業施設に転換する事例が増え、土地利用の混在化が進んでいます。

都筑区の土地利用の推移



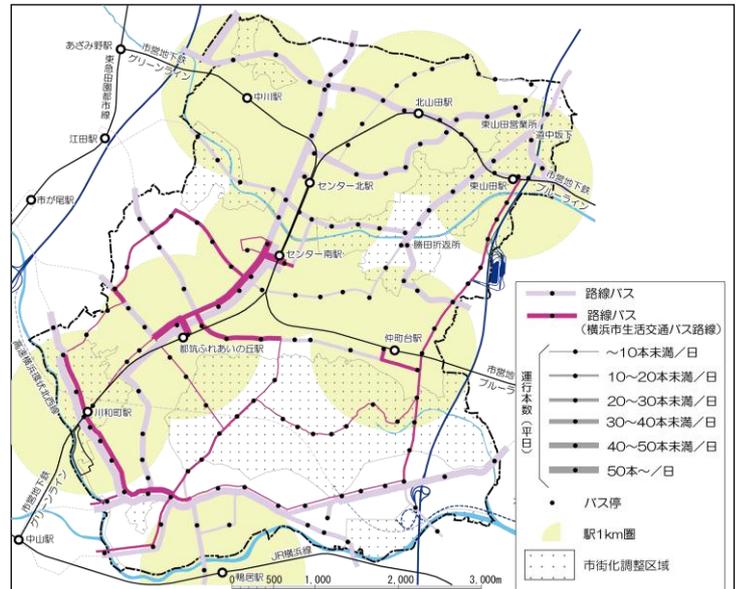
出典：都市計画基礎調査

■公共交通の利便性の向上が求められる

鉄道は、市営地下鉄ブルーラインに加えて、市営地下鉄グリーンラインが平成 20 年に開通し、交通の利便性が向上しました。また、鉄道駅を中心にバス路線網が張り巡らされています。しかし、区の南部では便数が少なく、鉄道駅やバス停までの距離が遠い地域もあり、利便性の向上が求められています。

区内の都市計画道路の整備率は、港北ニュータウン建設に伴う道路整備や主要な幹線道路の整備が進んでいることから、94.7%に達しており、主要な幹線道路の整備はほぼ完了しています。また、未整備区間の一部の幹線道路（高速横浜環状北線、北西線、(仮称)港北ジャンクション・港北出入口)の整備が進められています。

バス路線の運行頻度(平成 26 年 6 月現在)



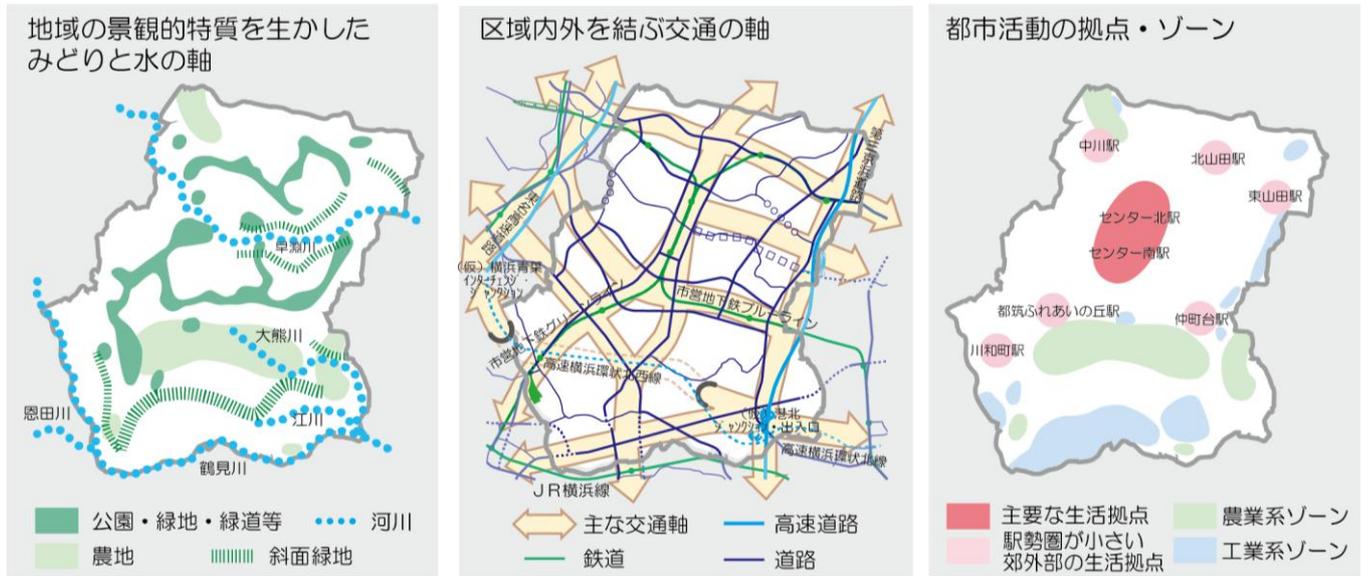
資料：横浜市交通局資料・バス事業者資料

まちづくりの目標と将来像

【まちづくりの目標】 みどりと、こどもと、たいようと ～ともに育み、^{りよくとえいちく} 緑都永筑～

区として歴史が短く、ニュータウンの建設によって空間的にも社会的にも大きく変貌した都筑の地を、古くから住む人も新しく住むようになった人も、みんなが愛し暮らし続けたいと思うような、魅力と活力にあふれるまちにしていきます。

都筑区の都市構造の主要構成要素として「みどりと水の軸」「交通の軸」「都市活動の拠点・ゾーン」の3つに着目し、それらの空間及び機能の保全・強化を図ります。



テーマ別まちづくりの方針

平成14年策定の都筑区プランから変えた内容を赤で表示します。

1 みどりと水の環境づくり (都市環境の方針)

【基本方針】

- ・都筑区の自然及び景観を形づくる公園・緑地・樹林地や農地・河川の保全・整備・活用について、防災面を配慮しつつ、区民と行政が協力して取り組みます。
- ・人が自然のサイクルに合わせて手を入れながら保全してきた里山的景観を守り、未来に伝えます。
- ・公園や緑道等について、歩行者と自転車等の利用者の新たな安全対策の検討などを進めます。
- ・人の生活だけを中心に考えるのではなく、生物多様性の保全に配慮したまちづくりを進めます。
- ・緑が映え、美しく潤いのあるまちの形成を目指し、公共公益施設、住宅地、事業所などの緑化を推進します。
- ・環境と共生する地域づくりを推進するため、低炭素型都市の実現や地球温暖化対策、ヒートアイランド対策のため、緩和策や適応策の取組を着実に進めます。

都市環境の方針図

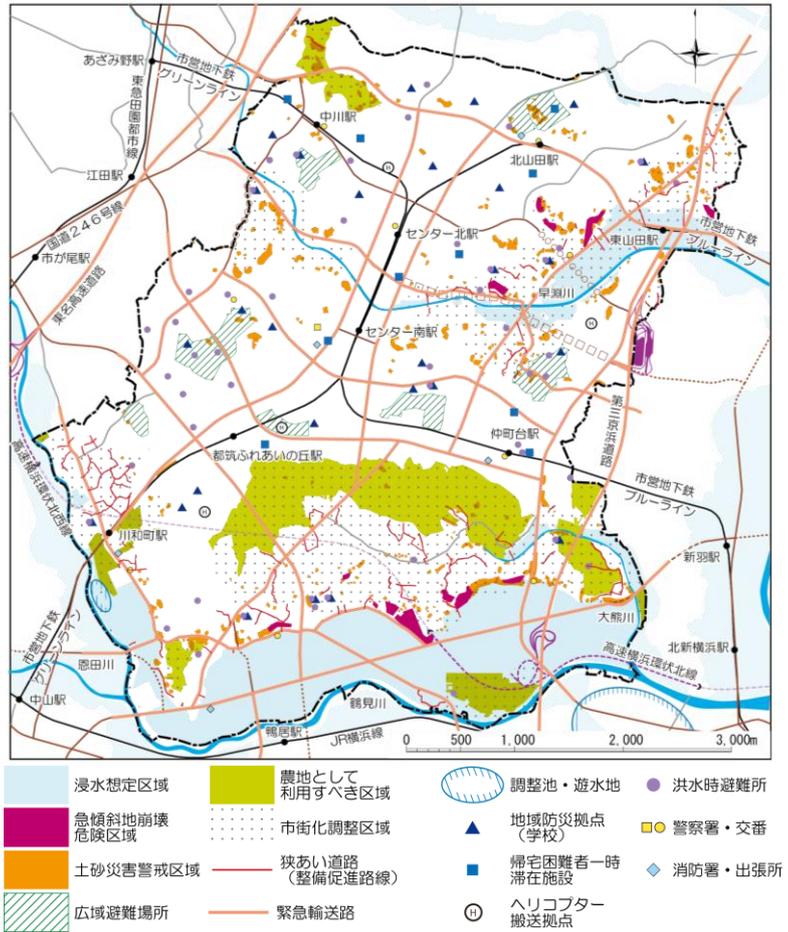


2 安全で安心できるまちづくり (都市防災の方針)

【基本方針】

- ・区民の生命、身体及び財産を守るため、災害発生時に少しでも被害を軽減できるよう、減災のまちづくりに取り組みます。
- ・火災が発生した場合も、延焼・類焼など被害の拡大を防ぐためのまちづくりを進めます。
- ・大規模災害時における帰宅困難者に対して、関係団体や民間企業等と協力しながら救援や支援体制を整えます。
- ・風水害に強いまちづくりを目指して、雨水排水施設の整備とあわせて、河川の流域において雨水を一時貯留・浸透させるなどにより保水・遊水機能を確保するとともに、災害に関する情報の周知を図ります。
- ・暗がりの解消など、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。
- ・地域が主体となった防災・防犯活動を支援します。

都市防災の方針図



3 バランスの取れた土地利用の実現 (土地利用の方針)

【基本方針】

- ・都市における快適な生活を保全するとともに、活動が効率よく機能的に行われるよう、農業的土地利用及び都市的土地利用(住宅、商業・業務、工業)をバランスよく配置します。
- ・都市構造や社会経済状況の変化に伴う土地利用転換の動きに対しては、様々な手法によって良好な環境の維持あるいは創出に努めます。また、港北ニュータウンの土地利用計画の実現、変更に対しては、土地所有者など関係者の協力を得ながら、適切に対応します。
- ・都市基盤整備が行われていない鉄道駅周辺とインターチェンジ周辺の土地利用のあり方を、地域の方々とともに検討します。

土地利用の方針図



4 都市機能の充実と生活しやすい環境づくり（都市活力の方針）

【基本方針】

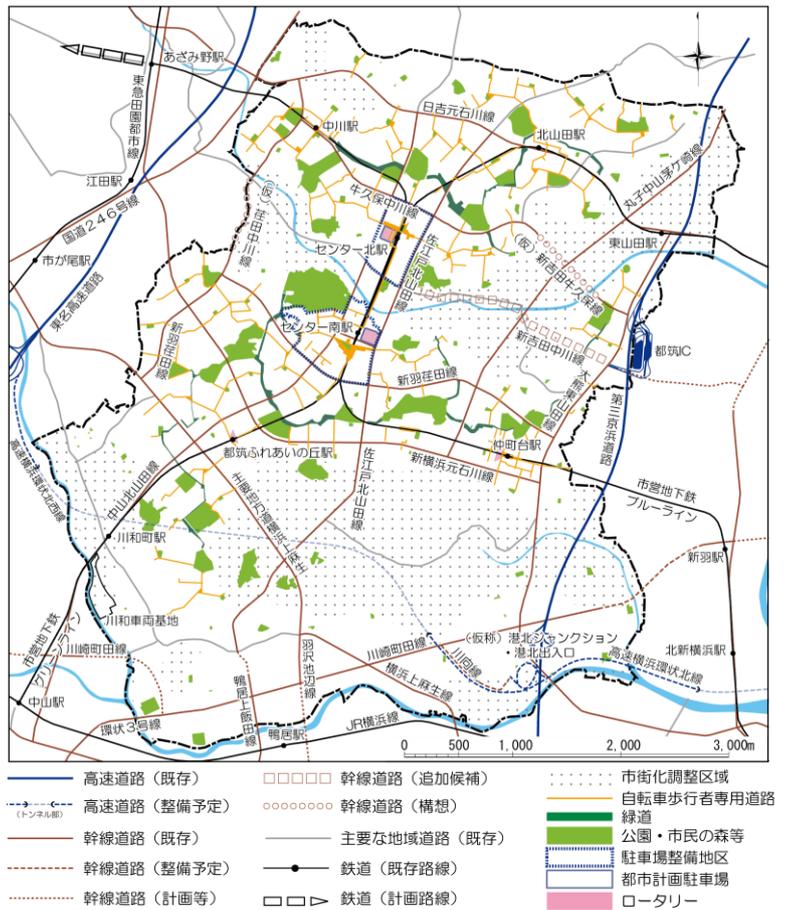
- ・区内における住宅、商業・業務、工業、農業などの機能集積や活動が市の中で主要な役割を担っている現状を踏まえ、一定の昼間人口を確保するための諸機能の維持・増進・交流などに努めます。
- ・タウンセンターにおいて、主要な生活拠点にふさわしい都市機能の集積を促進します。
- ・駅周辺地区において、生活拠点にふさわしい商業・サービス機能の充実を図ります。
- ・誰もが移動や施設利用に不便を感じず、活動的に生活できるよう、ソフト面・ハード面が一体となった福祉のまちづくり(バリアフリーのまちづくり)を進めます。
- ・子どもがいきいきと育つ環境整備を推進します。

5 交通体系の整備（都市交通の方針）

【基本方針】

- ・港北ニュータウン建設に際し確保された歩車分離の道路など、良好な交通基盤を保全します。
- ・高齢社会や地球環境問題への対応などの観点を踏まえて、公共交通の利用促進と代替手段も含めた利便性の確保を図ります。
- ・高速横浜環状北線・北西線をはじめとする事業中の道路の整備促進及び事業化されていない都市計画道路の早期事業化を目指します。
- ・港北ニュータウン外の住宅地では、身近な道路の整備水準の向上を図ります。
- ・歩行者及び自転車等の利用者のための安全な通行空間を確保します。
- ・道路などの整備や駅周辺のまちづくりにあわせ、交通関連施設の整備を進めます。

都市交通の方針図



6 都筑らしい文化の醸成（都市の魅力の方針）

【基本方針】

- ・地区計画や街づくり協議等により土地利用を誘導し都市景観を保全します。
- ・豊かな田園風景を次世代に残せるよう景観の維持を図ります。
- ・都筑の歴史文化と港北ニュータウンでの新たな文化活動の双方の良さを区民が共有し、そこに魅力と個性ある都市文化とコミュニティが育まれるような環境づくりを目指します。
- ・地域文化の拠点を整備し、区民相互の交流を促進します。また、活発な区民の文化活動がまち全体で展開される環境づくりをします。

中川ルネッサンスプロジェクトの活動風景



みなさんと一緒にまちづくりを進めていきます

区民、事業者、行政等が目標や情報を共有しながら、パートナーシップを基本として、まちづくりに取り組んでいきます。

区民の役割

- 行政が実施する施策や事業に対する積極的な参加や提案
- 地域に関心を持ち、身近な公園や道路、コミュニティ施設などの管理への協力
- みんなが気持ち良く住み続けられるよう、地域社会のルールの遵守
- 地域の課題解決に向けた、提案や可能な範囲での行動

事業者の役割

- 街並みの維持、向上など周辺環境に配慮した企業活動の推進
- 所有する資源を生かした発災時における地域社会の安全確保
- 事業所本来の活動やボランティア活動を通じた地域社会への貢献

行政の役割

市役所の役割

- まちづくりに関する情報の積極的な提供
- 主な取組等の推進と区民意見の反映
- 民間事業者が設置主体となる福祉施設や公共交通サービス等の適切な誘致、誘導
- 他の行政機関が事業主体となる取組についての調整
- 開発行為や建築行為の適切な規制、協議

区役所の役割

- まちづくりに多くの区民の意見や提案が反映されるような工夫、充実
- 区民の主体的なまちづくりへの取組の支援
- 区民との協働による、地域の資源を生かした、きめ細かなまちづくりへの取組
- 地域としての総合的な視点をもった、関係者との調整

改定スケジュール

都筑区まちづくりプランの改定作業は3か年かけて行い、平成27年度に改定する予定です。



ご意見を募集します！

改定素案についてのご意見を、左のはがきか下記の HP や FAX、E-mail を使ってお寄せください。
締切：平成27年2月13日(金)

■担当課
横浜市都筑区区政推進課
企画調整係都市マス区プラン担当

■連絡先
〒224-0032
横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
Tel: 045-948-2227
Fax: 045-948-2399
E-mail: tz-machirule@city.yokohama.jp
HP: <http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kusei/kikaku/toshimasu.html>

御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

都筑区まちづくりプラン改定素案に対する

ご意見募集はがき

※都筑区まちづくりプラン改定素案についてご意見等がございましたら、本はがきの表面と裏面にご記入の上、そのまま郵便ポストに投函してください。切手は不要です。
※意見の提出期限は、平成27年2月13日(金) (消印有効) までとさせていただきます。
※なお、いただいたご意見等への対応については個別には回答せず、内容を分類して広報紙やホームページ、説明会等でまとめてご回答いたします。あらかじめご了承ください。

1 回答されるあるなご自身のことについてご記入ください。

○性別 ①男 ②女

○年齢 ①10歳代 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳代 ⑧80歳代以上

○住所(町名まで)

※氏名等のご記入は不要です。

郵便はがき

2248790

横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

横浜市都筑区区政推進課
企画調整係都市マス区プラン担当 行



料金受取人私郵便

都筑局承認

163

差出有効期間
平成28年3月
31日まで